

小城郡合併協議会 協議事項確認内容

小城郡合併協議会

協 定 項 目	新 市 の 名 称	関 係 項 目	新市名称の選定方法について
確 認 の 内 容			

調 整 内 容		確認の具体的内容
<p>選定に当たっての検討の手順</p>		<p>(案)新市名称の選定については、小委員会に付託するものとする。</p>
<p>事 例</p> <p>【事例1】 歴史や地域特性などを踏まえ、小委員会で新市の名称候補(1点~数点)をとりまとめ、合併協議会だよりや町広報紙を通じて周知を図り、アンケート調査等により住民の意見を聴くなかで合併協議会で決定する。</p> <p>検討 小委員会で名称候補のとりまとめ</p> <p>提案 町広報紙等を通じて提案・周知</p> <p>評価 アンケート調査(住民の意見の集約)</p> <p>決定 合併協議会で決定</p> <p>例：あきる野市</p>	<p>【事例2】 一般公募(全国)により幅広く住民の声や意見を募り、町長会・幹事会において、これらの中から名称候補を検討・選定し(1点~数点)、合併協議会において最終的に決定する。</p> <p>公募 一般公募(住民の意見を募る)</p> <p>検討・選定 幹事会等で検討し、候補名称を選定</p> <p>決定 合併協議会で決定</p> <p>例：篠山市、ひたちなか市</p>	

対等合併における新市の名称について

【参考資料3 - 1】

1 基本的な考え方

対等合併とは、4町を廃してその区域をもって新たな市を置くことである。
よって、4町の名称は全て廃されるため、新市の名称を新たに定める必要がある。
なお、名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。

2 名称表記上の留意事項

- ・地方公共団体の名称は、当該地域の住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なものである。
- ・その名称が不穏当なものであるとか、読み方が難しいもの、又、他の地方公共団体の名称と同一、あるいは類似している等は、不適当と思われる。
- ・市町村の名称として、大多数は漢字を使用している。
ひらがな、カタカナの市町村もあるが、ローマ字を使用している市町村はない。
「 」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できないので、不適当と思われる。

3 市町村名の例

- (1) 名称を漢字のみで表している市町村
全国多数有り
- (2) 名称をひらがなで表している市町村
むつ市(青森県) つくば市(茨城県) びわ町(滋賀県) いわき市(福島県) えりも町(北海道)
すさみ町(和歌山県) ひたちなか市(茨城県) かつらぎ町(和歌山県) むつみ村(山口県)
えびの市(宮崎県) さいたま市(埼玉県)
- (3) 名称を漢字及びひらがなで表している市町村
あきる野市(東京都)
- (4) 名称をカタカナで表している市町村
ニセコ町(北海道) マキノ町(滋賀県)

4 選定に当たっての留意事項

- ・最近の合併の事例では、小委員会を設置し、選定方法を検討する例が多い。
また、名称の公募や住民意向調査を行っている例がほとんどである。
- ・公募を行う場合は、既存の町の名称を対象にするかどうかを決定しておく必要がある。
- ・名称候補の公募を行い、その後、意向調査を行う場合は、その結果で決定するという事前の合意が必要である。

【合併前のいずれかの市町村名を採用した事例】

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
北海道	富良野市	新設	S41.5.1	富良野町、山部町
	滝川市	新設	S46.4.1	滝川市、江部乙町
岩手県	北上市	新設	H3.4.1	北上市、和賀町、江釣子村
福島県	郡山市	新設	S40.5.1	郡山市、安積町、三穂田町 逢瀬村、片平村、喜久田村 日和田町、田村町、富久山町 湖南村、熱海町
千葉県	君津市	新設	S45.9.28	君津町、小堰村、小糸町 上総町、清和村
	鴨川市	新設	S46.3.31	江見町、長狭町、鴨川町
	富津町	新設	S46.4.25	富津町、大佐和町、天羽町
	茂原市	新設	S47.5.1	茂原市、本納町
石川県	志賀町	新設	S45.11.1	高浜町、志賀町
長野県	長野市	新設	S41.10.16	長野市、篠ノ井市、川中島町 信更村、更北村、松代町 若穂町、七二会村
静岡県	富士市	新設	S41.11.1	吉原市、富士市、鷹岡町

兵庫県	加西市	新設	S42.4.1	北条市、加西市、泉町
	篠山市	新設	H11.4.1	篠山町、西紀町、丹南町 今田町
岡山県	建部町	新設	S42.1.15	建部町、福渡町
	倉敷市	新設	S42.2.1	倉敷市、児島市、玉島市
	備前市	新設	S46.4.1	備前市、三石町
広島県	福山市	新設	S41.5.1	松永市、福山市
熊本県	芦北町	新設	S45.11.1	葦北町、湯浦町
大分県	宇佐市	新設	S42.4.1	駅川町、四日市町、長洲町 宇佐町
鹿児島県	鹿児島市	新設	S42.4.29	鹿児島市、谷山市
沖縄県	名護市	新設	S45.8.19	名護町、久志村、羽地村 屋我地村、屋部村

* 富津町、袖ヶ浦町は後に市制施行

* 資料は、昭和40年3月29日(市町村の合併の特例に関する法律の施行日)から、平成14年4月1日までの全国の合併事例

【新しい名称を採用した事例】

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
岩手県	二戸町	新設	S47.4.1	福岡町、金田一村
秋田県	鹿角市	新設	S47.4.1	花輪町、十和田町 尾去沢町、八幡平村
山形県	南陽市	新設	S42.4.1	宮内町、赤湯町、和郷村
福島県	いわき市	新設	S41.10.1	平市、磐城市、勿来市 常磐市、内郷市、四倉町 遠野町、小川町、好間町 三和村、田人村、以前村 久之ノ浜町、大久村
茨城県	つくば市	新設	S62.11.30	大穂町、谷田部町、豊里町 櫻村
	ひたちなか市	新設	H6.11.1	勝田市、那珂湊市
東京都	あきる野市	新設	H7.9.1	秋川市、五日市町
	西東京市	新設	H13.1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13.5.1	浦和市、大宮市、与野市
新潟県	上越市	新設	S46.4.29	高田市、直江津市
長野県	木曾福島町	新設	S42.4.3	福島町、新開村
静岡県	大東町	新設	S48.4.1	大浜町、城東村
愛知県	東海市	新設	S44.4.1	上野町、横須賀町
大阪府	東大阪市	新設	S42.2.1	布施市、枚岡市、河内市
	阪南町	新設	S47.10.20	南海町、東鳥取町
広島県	東広島市	新設	S49.4.20	西条町、八本松町、志和町、高屋町
愛媛県	東予町	新設	S46.1.1	壬生川町、三芳町
香川県	さぬき市	新設	H14.4.1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
宮崎県	えびの町	新設	S41.11.3	飯野町、加久藤町、真幸町
沖縄県	沖縄市	新設	S49.4.1	コザ市、美里村
	久米島町	新設	H14.4.1	具志川村、仲里村

* 阪南町、東予町、えびの町は後に市制施行

* 資料は、昭和40年3月29日(市町村の合併の特例に関する法律の施行日)から、平成14年4月1日までの全国の合併事例

【参考資料3 - 2】

新名称選定への取り組み事例について

市町村名 (合併年月日)	合併関係市町村	取り組みの経緯
岩手県 北上市 (平成3年4月1日)	北上市・和賀町 江釣子村	3市町村の首長、議長が事前に協議し、合併協議会において決定
茨城県 ひたちなか市 (平成6年11月1日)	那珂湊市・勝田市	公募結果をもとに合併協議会で協議し、最終的に両市の首長が調整
東京都 あきる野市 (平成7年9月1日)	秋川市・五日市町	小委員会に付託して協議し、合併協議会において決定。
兵庫県 篠山市 (平成11年4月1日)	篠山町・西紀町 丹南町・今田町	公募結果をもとに小委員会で協議し、合併協議会で決定。
東京都 西東京市 (平成13年1月21日)	田無市・保谷市	平成11年11月1日から12月31日の期間で公募を実施。その後、小委員会で協議し、合併協議会で決定。
埼玉県 さいたま市 (平成14年5月1日)	浦和市・大宮市 与野市	平成12年1月10日から8月15日の期間で公募を実施。その後、小委員会で協議し、合併協議会で決定。
熊本県 あさぎり町 (平成15年4月1日 合併予定)	上村・免田村・岡 原村・須恵村・深 田村	平成13年6月11日から8月15日の期間で公募を実施。その後、小委員会で協議し、合併協議会で決定。
長崎県 対馬市 (平成16年3月1日 合併予定)	厳原町・美津町・ 豊玉町・峰町・上 県町・上対馬町	平成13年4月1日から6月30日の期間で公募を実施。その後、小委員会で協議し、合併協議会で決定。

新市の名称に関する公募例

	ひたちなか市	篠山市	西東京市	さいたま市
公募に関する周知の方法	合併協議会だより 新聞	合併協議会だより 町広報	合併協議会だより 市広報 新聞 ホームページ	合併協議会だより 新聞・市広報 ポスター・チラシ テレビ
公募要綱等の制定	有	- *「篠山」を入れた 名称	有	有
公募期間	22日 (H6.3.25~4.15)	29日 (H9.8.20~9.17)	61日 (H11.11.1~12.31)	40日 (H12.1.10~2.18)
応募方法	官製はがき	官製はがき	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス	官製はがき 応募はがき 電子メール ファックス
応募資格	勝田市又は那珂湊市 に居住するもので、 年齢は概ね小学生以上	篠山市、西紀町、丹 南町、今田町の住民	制限無し	制限無し
応募・記載の内容	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢	新市の名称 提案の理由 住所 氏名	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 電話番号	新市の名称 提案の理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号
懸賞等	-	-	名付け親賞：1人 (10万円相当の旅行 券) その他の賞：数人 (図書券・テレカ)	名付け親賞：1人 (10万円相当の旅行 券) 特別賞：10人 参加賞：1000人
その他	1人につき1点のみ 応募	-	何点でも応募可能	何点でも応募可能

【参考資料3 - 3】

町の名称の由来、町の沿革

町村名	町の名称の由来	町の沿革
小城町	<p>『肥前国風土記（8世紀）』に記述あり <small>むかし</small> 昔者 <small>つちくも</small> 此村に土蜘蛛あり、<small>おき</small> 堡を造りて隠れ、<small>やまとたけるのみこと</small> 皇名に従はざりき。<small>いでま</small> 日本武尊巡り幸しし日、<small>ことごとく</small> 皆悉 <small>きりはら</small> に誅ひたまひき。因りて<small>おき</small> 小城の郡と号く。</p> <p>『小城町史』P110 から引用</p>	<p>小城町外3村（久米ケ里、石木ケ里、甲柳ケ里）・晴気村外1ケ村（畑田ケ里）・岩蔵村外1ケ村（松尾村）・池上ケ里村外2ケ村（栗原ケ里、船田ケ里） ↓ 小城町・岩松村・晴田村・三里村 ↓ 小城町</p> <p>・明治22年（1889） 町村制施行により、小城町、岩松村、晴田村、三里村となる ・昭和7年（1932） 合併により現在の小城町となる</p> <p>『小城町史』から引用</p>
三日月町	<p>『和名類聚抄（10世紀）』に記述あり <small>かめ</small> 傳云昔三日月村二<small>みかつき</small> 籠ヲ焼キ朝廷二貢上ス、<small>ごけんこう</small> 因テ<small>こしじょう</small> 籠調郷ト云フ 籠調八御甄貢ノ義ナリ、後人文字 ヲ改メテ三日月トナセリト。</p> <p>甄 = 陶</p> <p>『小城郡誌』P491 から引用</p>	<p>久米村、甲柳村、石木村、織島村、長神田村、道辺村、三ヶ島村、堀江村、金田村、樋口村 ↓ 三日月村 ↓ 三日月町</p> <p>・明治22年（1889） 町村制公布により三日月村となる ・昭和44年（1969） 町制施行により三日月町となる</p> <p>『三日月町史』から引用</p>
牛津町	<p>牛津はもと浜津とっていた。鎮西八郎為朝が黒髪山の太蛇を退治して、その鱗三枚を牛の背に積んで鎌倉に登るとき、浜津まで来たところ、牛は重荷に耐えかねて死んでしまった。そこで牛の頭をこの地に埋めて牛頭（牛津）と名付け、尾を埋めたところ牛尾と名付けたという。</p> <p>『牛津町史』P990 から引用</p>	<p>牛津村 } 柿樋瀬村 } 勝村 } 乙柳村 } ↓ 牛津村 ↓ 牛津町 ↓ 砥川村 } ↑ 牛津町</p> <p>・明治22年（1889） 町村制公布により牛津村となる ・明治27年（1894） 牛津村を牛津町と改称 ・昭和31年（1956） 砥川村（大字下砥川の一部を除く）と合併し、牛津町となる</p> <p>『牛津町史』から引用</p>
芦刈町	<p>此地俗説に朝比奈三郎義秀の開きしところと言はれてゐる本村古は伴部郷の一ヶ里で芦の里と稱へられたやうである。但し當時は濱枝川及芦溝の両大字地方のみであつたらしい。然して芦ヶ里を芦刈と書するに至つたのは何時頃よりか明かでない。</p> <p>『小城郡誌』P493 から引用</p>	<p>三王崎村 } 濱枝川村 } 永田村 } 道免村 } 下古賀村 } 芦溝村 } ↓ 芦刈村 ↓ 芦刈町</p> <p>・明治22年（1889） 町村制公布により芦刈村となる ・昭和42年（1967） 町制を施行し芦刈町となる</p> <p>『芦刈町史』から引用</p>